

愛知県都市農業振興計画の概要

都市と農業がバランスよく発展し、都市農業が持つ多様な機能が発揮されることで、その豊かさを農業者と都市住民がともに享受し、未来へつなぐことを目的として「愛知県都市農業振興計画」を策定しました。



【策定の根拠】

- 「都市農業振興基本法」第10条 (H27.4.22公布・施行)

【都市農業の定義】

- 市街地及びその周辺の地域において行われる農業 (基本法第2条)

【計画の性格】

- 「食と緑の基本計画2020」及び関連施策の都市農業に関する分野別計画
- 都市農業者、地域住民、行政、関係団体の取組指針

【計画の期間】

- 概ね10年後を展望しつつ「食と緑の基本計画2020」の見直しや国の制度改正及び社会情勢の変化に応じて、新たな対応が必要となった場合に、その時点で見直しを行う。

【計画の推進】

- 県が農業団体や県民などと役割分担・協働し、市町村と連携して施策を推進
- 各市町村への情報提供と地方計画の作成を支援



【背景】

- 食の安全への意識の高まり
- 都市住民のライフスタイルの変化や農業に関心を持つリタイア層の増加
- 将来的には、人口減少に伴う住宅需要の沈静化等による開発圧力の低下
- 学校教育や市民農園等を通じた農業への理解とコミュニティ意識の高まり
- 東日本大震災等を契機とした防災意識の変化と防災空間としての農地の役割への期待
- 都市環境における緑ややすらぎ、景観形成への期待



都市と農の共生と発展

【都市農業の多様な機能】 (基本法第3条第1項)

- ① 新鮮な農産物の供給
- ② 災害時の防災空間
- ③ 良好な景観の形成
- ④ 国土・環境の保全
- ⑤ 農業体験・学習、交流の場
- ⑥ 都市住民の農業への理解の醸成



現状

1 人口と土地

- ・都市は、県総人口の8割が集中し、農業に対する県民の理解を醸成するPR拠点
- ・市街化区域内農地は、県内農地の6.9%、内、生産緑地地区は21.9%
- ・都市農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換

2 都市農業者と生産

- ・農業者の高齢化や担い手不足が深刻化
- ・少量多品目の野菜栽培が特徴
- ・立地条件を活かした直売や量販店でのインショップ展開



3 土地利用・環境形成

- ・市街化区域内農地が激減
- ・農地保有コストが増大
- ・生産緑地地区の面積要件が問題化
- ・都市農地の防災機能の評価
- ・景観形成・環境保全機能への期待

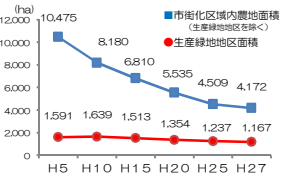


図1 本県における市街化区域内農地面積の推移
資料：愛知県土地政策課「土地に関する総合年報」

4 都市住民との交流

- ・産地直売所が尾張地域に多く存在
- ・学校給食等において地元農産物の活用割合が増加
- ・市民農園に対するニーズが高く、設置数が増加
- ・都市住民が農業体験や農業塾への参加により、知識・技術を習得

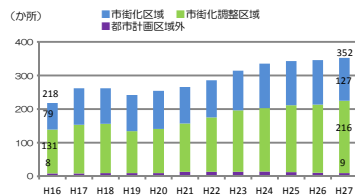


図2 本県の市民農園設置数の推移
資料：愛知県農業振興課調べ



課題

担い手生産

- 多様な担い手の確保と技術・経営指導、農地の貸し手と借り手のマッチングが必要
- 生産施設・機械の導入に関する新たな支援の仕組みが必要
- 高付加価値な経営展開による収益力の向上が必要



土地利用環境形成

- 防災、景観形成、環境保全の機能発揮に向けた取組が必要
- 土地利用計画において、農地保全の位置づけが必要
- 生産緑地地区面積の増加と税負担の軽減が必要



交流活動

- 直売所における農産物の品揃えの充実や情報発信、交流拠点化が必要
- 学校給食等での更なる地元農産物の利用拡大が必要
- 市民農園、農業体験農園、学校教育における農業体験等に対するソフト、ハード面からの支援が必要
- 都市農業者と都市住民の協働活動とマッチングが必要



施策体系

【めざす姿】

I 都市農業の安定的な継続

Keyword
多様な担い手

【主な取組】

- 1 担い手の確保・育成
 - 多様な担い手の確保・育成
 - 関連諸制度の情報提供
- 2 農産物の供給機能向上
 - 産地・経営体の収益力向上
 - 生産施設等の整備



II 農と緑に恵まれた都市環境の形成

Keyword
土地利用計画

- 1 防災、景観形成、環境保全機能の発揮促進
 - 防災機能発揮と災害対応に向けた取組促進
 - 景観・環境形成機能発揮に向けた取組促進
- 2 的確な土地利用に関する計画策定と緑地保全
 - 農地保全を位置づけた都市計画の策定促進
 - 生産緑地制度の活用促進

III 農のある豊かな暮らしの享受

Keyword
共生関係

- 1 農産物の地元での消費促進
 - 産地直売所等の取組促進
 - 学校給食等の地元産農産物の利用促進
- 2 農業体験に関する環境整備
 - 市民農園等の環境整備と農業体験の機会充実
 - 福祉を目的とする都市農業の活用促進
- 3 県民の理解と関心の増進
 - 都市農業に関する情報提供と取組促進
 - 都市農業者と都市住民との交流促進

